



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ピーシーデポコーポレーション
代 表 者 の 代表取締役社長 野 島 隆 久
役 職 氏 名 (コード番号 7618 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松 尾 裕 子
経 営 企 画 室 長
TEL 045-472-9838

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 18 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
- 第 19 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
- 第 20 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)
- 第 21 期 内部統制報告書 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)
- 第 22 期 内部統制報告書 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、第 19 期、第 20 期、第 21 期、第 22 期の訂正内容は、以下の第 18 期と同一内容ですので、記載を省略しております。訂正箇所には下線を付して表示しております。

- (1) 第 18 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成 28 年 8 月に発生した当社プレミアムサービスをめぐる対応により、同会員の解約数が増加したため、平成 29 年 3 月に既存の簡易な管理システムから現在の売掛債権管理システムへの切替えを行いました。これに伴い売掛債権台帳について整備を行いました。その過程で平成 29 年 3 月期の売掛債権台帳の残高と会計上認識している売掛債権残高との差異が生じていたことから、過年度にも遡って売掛債権残高の調査・分析を行いました。

調査・分析の過程において、当社が商品とサービスを一体化させたサービス商品の提供を始めた平成 23 年 3 月期まで遡って売掛債権台帳と会計上認識している売掛債権残高を確認したところ、平成 29 年 3 月期と同様に会計上認識している売掛債権残高が売掛債権台帳の残高と相違している状況が判明いたしました。その主な要因は、簡易な管理システムにおいて、一部の解約手続きがデータ反映されない状態であったこと及び事務作業の不徹底等により、解約手続きにおいて一部売掛金の相殺漏れや売上高への二重計上が発生していました。その結果、平成 23 年 3 月期以降、両売掛債権残高に差異を生じさせたことが判明しました。

本件に対する対応として、平成 24 年 3 月期以降の決算を訂正し、平成 24 年 3 月期以降平成 28 年 3 月期までの有価証券報告書並びに平成 27 年 3 月期第 1 四半期から平成 29 年第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

内部統制上の不備の原因は以下のとおりと認識しています。

- ① 解約に伴う事務体制の不備及び不備に対する認識不足
- ② 売掛債権管理システム開発及び運用の遅延
- ③ 売掛債権残高のモニタリング不足

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ① 解約事務の整備、正しい事務手続きの徹底及び従業員の教育
- ② 新しい売掛債権管理システムによる債権管理強化
- ③ 本社管理部門によるモニタリング機能の強化

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて訂正後の財務諸表に反映しております。

以 上